

山陰教区寺族婦人会連盟規約

施 行 細 則

- 第1条 この連盟は山陰教区寺族婦人会連盟と称し、事務所を山陰教区教務所内に置く。
- 第2条 この連盟は山陰教区内の各組寺族婦人会をもって組織し、その相互提携のもとに、寺族婦人の研修を深め寺院機能の進行をはかることを目的とする。

- 第3条 この連盟は前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

1. 研修会その他各種行事の開催
2. 宗派、教区等の事業への積極的な尽力
3. その他必要事項

- 第4条 この連盟は下記の役員を置き、その任期は3年とする。

- (1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名
(3) 委員 20名 (1組1名ずつ、うち若干名を常任委員とする)
(4) 監査 2名 (5) 幹事 1名

- 2 委員長は常任委員が互選し、この連盟を代表しその運営全般を統理する。
3 副委員長は常任委員が互選し、委員長を助け、委員長事故あるときはその職務を代行する。
4 常任委員は委員のうちから選出し、この連盟の運営にあたる。
5 監査は委員のうちから委員長が委嘱する。
6 幹事は教務所職員があたり庶務に従事する。

- 第5条 この連盟に参与を置く。

- 2 参与は教務所長等の宗務の機関にあるもの並びに学識経験者のうちから委員長が委嘱しこの連盟の運営に協力援助する。

- 第6条 この連盟の委員会は常任委員会並びに委員会とする。

- 2 委員会は次の事項について議決する、但し文書審議をもってこれにかえることができる。
(1) 事業計画に関する事項 (2) 予算・決算に関する事項
(3) 規約の更改に関する事項 (3) その他重要事項

- 第7条 この連盟の経費は各組寺族婦人会の拠出金、教区助成金並びに寄附金等をもってこれにあてる。

- 2 各組寺族婦人会は別に定めるところの拠出金を負担する。

- 第8条 この連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この連盟の規約は昭和43年9月28日から施行する。

- 2 各組寺族婦人会は昭和44年度から拠出金を負担する。

附 則

この規約は平成7年4月1日より施行する。

附 則

この規約は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成24年4月1日より施行する。

- 第2条 常任委員は次の教区内地域の区分に従い、それぞれの地区の委員の互選したものとする。

- (1)鳥取ブロック (2)出雲ブロック (3)石東ブロック (4)邑智ブロック (5)石西ブロック
(1名) (2名) (2名) (2名) (2名)